

東日本大震災で被災された

国保被保険者・後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

「一部負担金等免除証明書」を発行します。
下記の理由に該当される方は、病院の窓口で
「一部負担金免除証明書」を提示すると一部負担金等が免除されます。

被災理由を証明する書類、ハンコ（シャチハタ以外）をお持ちのうえ、それぞれの担当窓口で申請してください。

◎一部負担金の免除される期間

・・・平成25年3月31日まで

◎入院時の食事代、整骨院、はり灸接骨院、あん摩・マッサージ師による治療費の免除

・・・平成24年2月29日まで

被災理由	被災理由を証明する書類
1 住家が全半壊（全半焼）又はこれに準ずる被災をしたため	り災証明書・被災証明書
2 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため	①主たる生計維持者が死亡した場合 り災証明書・被災証明書 ②主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合 医師の診断書
3 主たる生計維持者の行方が不明のため	警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
4 大震災により主たる生計維持者が事業を廃止又は休止したため	公的に交付される書類で、事実の確認が可能なもの（税務署に提出される廃業届、異動届の写し等）
5 大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入がないため	雇用保険の受給資格者証・事業主等による証明書
6 福島原発の避難指示地域又は屋内退避指示地域に指定されたため	住民票の写しなど避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの
7 福島原発の計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されたため	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">一部負担金等還付申請</div> 上記の免除に該当する方で、平成23年3月11日から現在までの間に、病院の窓口ですでに一部負担金を支払った方には、国保は涌谷町から、後期高齢は広域連合からお返しします。 ①被災理由を証明する書類、②医療機関の発行した領収書、③ハンコ、④通帳（国保は世帯主、後期高齢は本人） をお持ちのうえ、担当窓口で申請してください。
担当窓口・問い合わせ先	国民健康保険・・・医療福祉センター 健康福祉課 国保介護班 ☎43-5111 内線516 後期高齢・・・役場 町民税務課 総合窓口班 ☎43-2113 内線131 上記以外の健康保険・・・勤務先にお問い合わせください